

○収入保険制度の実施

【令和6年度予算額 34,801（30,643）百万円】
（令和5年度補正予算額 3,700百万円）

<対策のポイント>

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する収入保険制度を実施します。

<事業目標>

- 農業保険（農業共済・収入保険）の加入率の向上
- 保険金及び特約補填金の支払を1ヶ月以内に実施した割合（目標：100%）

<事業の内容>

1. 農業経営収入保険料・特約補填金の国庫負担

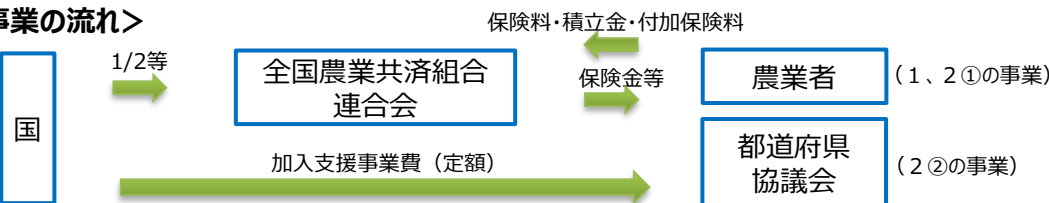
31,879（27,838）百万円
【令和5年度補正予算】3,700百万円

- ① 農業経営収入保険料国庫負担金
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国が負担します。
- ② 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が負担します。

2. 農業経営収入保険に係る事務費及び加入支援 2,921（2,805）百万円

- ① 農業経営収入保険事業事務費負担金
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）に対し、収入保険制度に関する事務の執行に必要な経費（人件費、旅費、システム運営費、業務委託費等）の1/2以内を国が負担します。
- ② 収入保険加入支援事業
全国連合会の業務委託先のほか、JA、農業会議、法人協会などの関係機関が普及体制（都道府県協議会）を構築して取り組む、収入保険の普及活動及びオンライン手続等加入申請のサポート活動を支援します。

<事業の流れ>



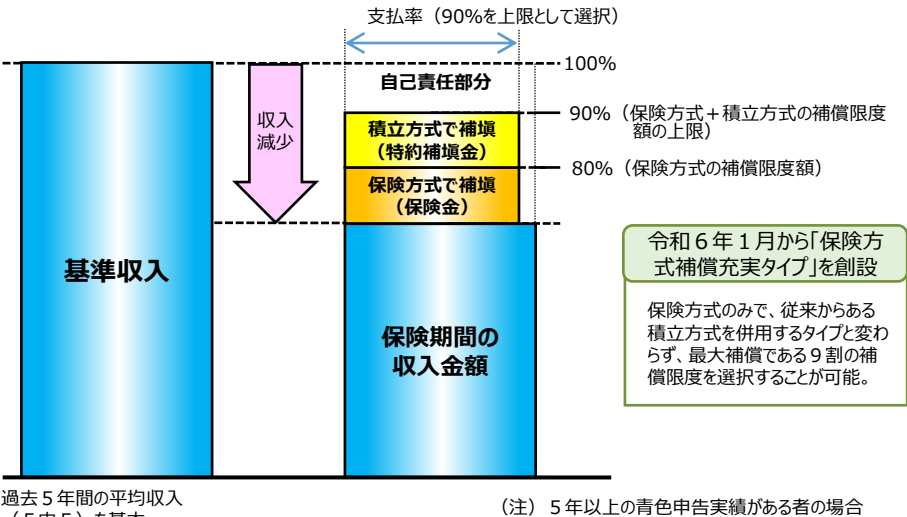
<事業イメージ>

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとしない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



○経営所得安定対策

【令和6年度予算額（所要額）248,294（258,415）百万円】

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）199,236（198,433）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）41,924（52,765）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和5年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,134（7,217）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

農業再生協議会等

申請

交付（ゲタ対策）

交付（ナラシ対策）

国費【3】

農業者【1】

補填金

積立て

農業者

＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

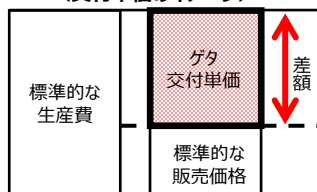
【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

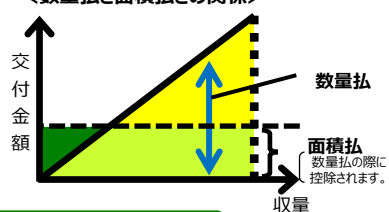
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞



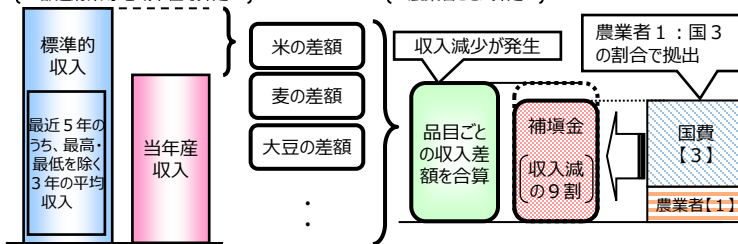
＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（都道府県等地域単位で算定）

（農業者ごとに算定）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

- 〇 農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

(2) 対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

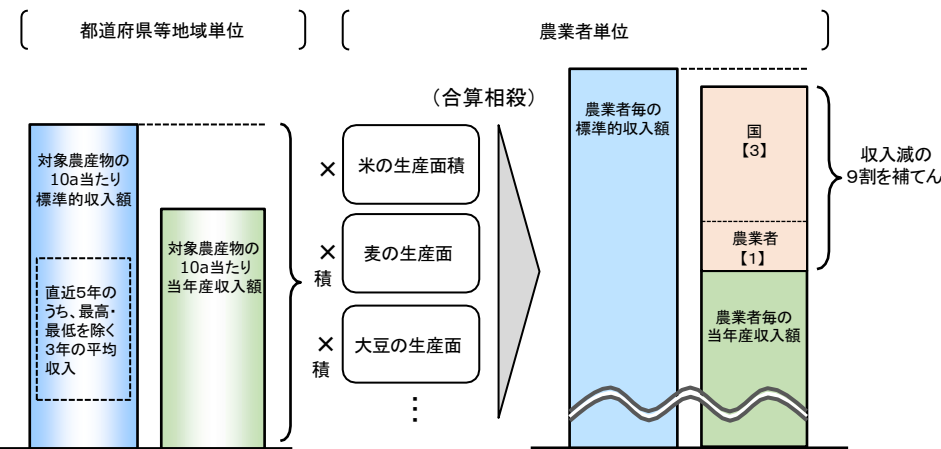
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

(3) ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 〇 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- 〇 このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。
- 〇 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



(4) 収入保険との関係

- 〇 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。